2012. 2 **INFORMAION**

フリーダイヤル
0120-33-5500

ガス石油機器PLセンター

〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-11
TEL 03-3255-6366 ／ FAX 03-3252-6106

【1】相談受付の概要

（1）受付件数

受付件数は57件で前年同月の63件に対して90.5%

（2）特　　徴

◇事故クレームは、ガストーチを使用中、手を切創等5件。（内 調査依頼：3件）

◇品質クレームは、家庭用コージェネレーションシステムの騒音についての苦情が1件。

◇一般相談は、友人から譲り受けた石油ストーブで油漏れ等22件。

◇問い合わせは、石油ファンヒーターのシリコン付着の影響による途中消火についての原因や事例について等29件。

【2】受付実績

相談者/内容	事故クレーム	品質クレーム	一般相談	問い合わせ	合計（構成比）
消費者	0	1	9	12	22（39）
事業者	5	0	3	12	20（35）
司法・行政	0	0	10	5	15（26）
その他	0	0	0	0	0
合計（構成比）	5（9）	1（2）	22（39）	29（50）	57（100）

注）前年同月受付実績63件、 事故クレーム件数8件

a）相談者別構成比

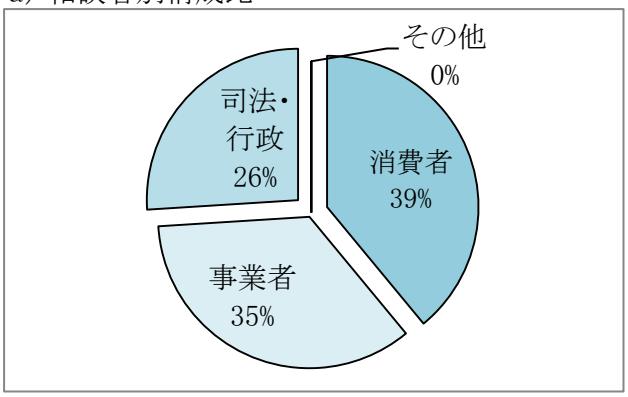

b）相談内容別構成比

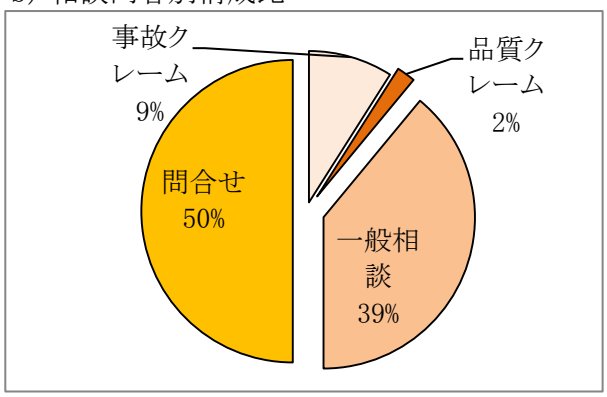

c）平成24年度　受付件数及び事故件数推移

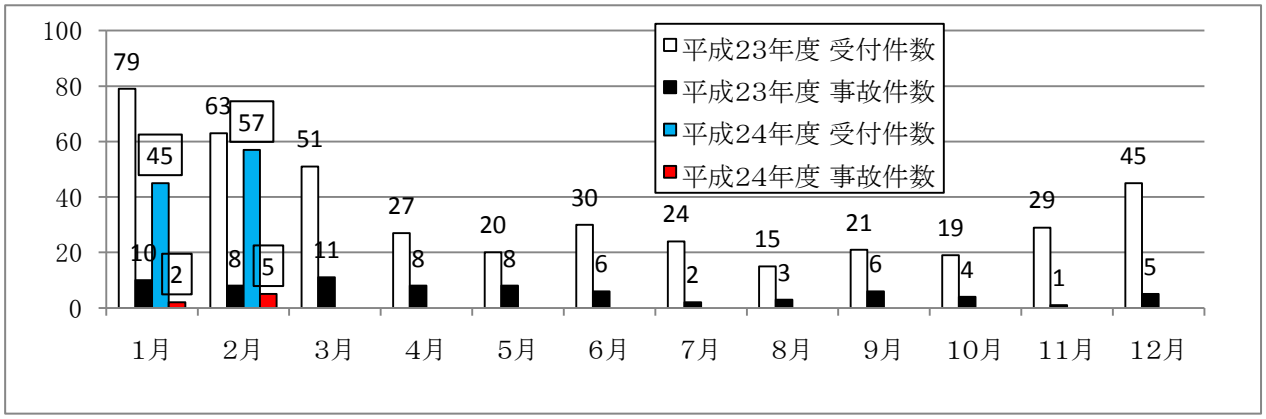

【3】主な関係行事

（1） 理事会 ： 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会 理事会　（スクワール麹町　　2/17）
（2） 見　学 ： 厨房設備機器展　　（東京ビッグサイト　2/21 ～ 2/24）

【4】事故クレーム

① 火災で2階建て木造家屋焼損、出火原因は石油ストーブか

◇ 平成24年1月8日 正午頃出火。木造亜鉛メッキ鋼板葺き2階建て家屋を焼損。
出火場所に当該石油ストーブ（自然通気形開放式）が確認された。当該ストーブのメーカー名、製品名、型番、製造年月日、諸元、性能、構造、石油ストーブが原因として出火の可能性があるか、出火時に石油ストーブは運転中であったかどうかの調査を依頼する。
（申出者 ： 埼玉県内事業者 No. 12020102（事故発生地域は福島県））

◆ 当該ストーブ本体が原因としての出火及び不完全燃焼、誤給油の有無並びに出火時に当該ストーブが運転中であったかどうかについては、当該ストーブの焼損が著しく、運転が不可能であるため明確に判断はできない。しかし、カートリッジタンクからの漏れ及び異常燃焼は確認できないため、当該ストーブ本体からの出火は考えにくいとの調査結果を報告した。

② ガストーチを使用中、手を切創・出血

◇ ガストーチを使用中ユーザーが手を切ったという苦情があり、NITE（（独）製品評価技術基盤機構）への事故報告も含め対応方法の相談に乗ってもらいたい。
平成12年末に購入したガストーチをガスボンベに装着し、点火操作を繰り返している最中に、いきなり大きな火が出て驚き、右手付け根を切り出血した。これは欠陥品であり、なぜ手が切れたのか原因を追及しろと言っているが、電話で状況を尋ねても「火が出たのに驚いて覚えていない」と言われ困っている。
（申出者 ： 茨城県内事業者 No. 12020302 ）

◆ 引き上げた事故品はロックナット（樹脂製）が破損しており、無理に装着した可能性がある。
写真や状況メモ、取扱説明書を確認したが、取扱説明書通りに点火すれば特に問題になる器具ではない。生ガス燃焼の危険性も取扱説明書に説明があり、どのような持ち方をすれば右手付け根を切創するのか不可解である。
NITEに事故報告する際に、調査を依頼するとのことで、現在、NITEで調査中。

③ 火災で2階建て木造鉄骨家屋焼損、石油ストーブの可能性は

◇ 平成24年1月10日　午後8時頃に木造鉄骨造り金属板張りカラートタン葺き2階建て家屋を焼損した。出火原因は、2階休憩室の天井の上に設けられた屋内電気配線からの漏電と思われるが、休憩室に当該石油ストーブ（密閉式放射形）が確認された。状況としては9時頃に当該ストーブに点火 し、10時頃、塗装工事の養生のため業者がストーブに毛布を掛けた。その時ストーブに触ったが冷たかったので、ストーブは消火していると思った。ストーブが火元かどうか調査してほしい。
（申出者 ： 都内事業者　 No. 12020701 （事故発生地域は北海道））

◆ 出火時に、当該ストーブが運転状態であったか否かは、焼損が著しく運転は不可能なため、明確に判断できないが、ストーブからの異常燃焼によるものではなく、外部からの影響による焼損と考える。しかし、当該ストーブは密閉式ではあるが放射形であり、火力調節により消火、再点火をする機能がある。当該ストーブにより、被せた毛布が加熱され、炭化した後、発火した可能性については更に調査する必要がある。
以上を外部検査機関の試験結果とともに報告した。

④ 火災で木造2階建て焼損、出火原因は石油ファンヒーターか

◇ 平成23年12月19日　午前11時出火。木造2階建て家屋焼損。
出火場所は2階自室。出火原因は不明だが、当該石油ファンヒーターが火元か調査願いたい。
調査項目は、メーカー名、製品名、型番、製造年月日、諸元、性能、構造、自動停止装置の有無、故障の有無、出火時の運転の有無。
（申出者 ： 埼玉県内事業者 No. 12021402（事故発生地域は千葉県））

◆ 事故品を外部検査機関に依頼し現在調査中。

⑤ カセットこんろを使用中、炎が噴出し足に火傷。 カーテン及びテーブルも焼損

◇ 古いカセットこんろでラーメンを作っていたところ、ガバナー付近から火が出て足に火傷を負った。2m先のカーテンは焼け、樹脂製のテーブルが焼損したとの申し出がユーザーからあり、事故品を確認したが問題ないようである。PLセンターで確認と対応をお願いしたい。
（申出者 ： 大阪府内事業者 No. 12022702）

◆ 事故品を外部検査機関に依頼し現在調査中。

【5】案件処理状況

(1)石油ファンヒーターで火災（当該製品が出火の原因か調査依頼）

ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ掲載月	2011・12
発生月	2011・11
受付 No	11121405
申出者	埼玉県内事業者
解決・処理月	2012・2

〔申出概要〕
岐阜県内で、木造モルタル瓦葺2階建てを全焼。出火場所は1階南東ﾘﾋﾞﾝｸﾞ畳上付近で、ここに当該石油ｽﾄｰﾌﾞが確認された。調査依頼の内容は諸元、性能等で、ｽﾄｰﾌﾞ本体（強制通気形開放式）が原因として出火の可能性があるか。不完全燃焼、誤給油、現場の焼損状況と石油ｽﾄｰﾌﾞとの因果関係などである。

〔調査・対応結果〕
石油ｽﾄｰﾌﾞ下方の置台付近から上方への火炎跡が確認された。ｶｰﾄﾘｯｼﾞﾀﾝｸの口金は斜めねじ込み等の異常な状態ではない。また、ﾀﾝｸからの漏れ、異常燃焼は確認出来ず、当該石油ｽﾄｰﾌﾞからの出火は考えにくい。仮に異常燃焼した場合、燃焼室上部に設置された過熱防止装置が感知して燃焼を止める機構がある。
また、石油ｽﾄｰﾌﾞ置台に灯油が漏れて溜まっていても機器本体から炎の排出がなければ着火しない。よって当該ｽﾄｰﾌﾞ本体が原因としての出火の可能性は極めて低いと報告書で説明。

(2)家畜用ガス暖房器で畜舎全焼

ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ掲載月	2011・12
発生月	2011・12
受付 No	11121502
申出者	千葉県内養豚家
解決・処理月	2012・2

〔申出概要〕
12月2日午後10時ころ出火、畜舎にいた子豚1500頭全て焼死。被害額はおよそ1億円。 市の消防本部、警察からは「不審火なし、原因不明」と言われた。火事直前まで暖房器の調子が悪く、何回か修理をしており、当日は寒さのため、暖房を最大目盛りで使用していた。この暖房器が火災の原因と考えている。メーカーへ補償を要求したい。

〔調査・対応結果〕
本製品は輸入品で畜舎に6台使用していた。 当PLｾﾝﾀｰにおいて設置図面等を確認し現地訪問したが、現場は状況が変わってしまっており、火事にあった事故品を見ても判別不能だった。 また、設置されていた製品と同様の新しい製品を確認したが問題となるような製品ではなかった。
後日申立者よりPLｾﾝﾀｰに電話で、弁護士をたてて提訴する予定だが、PLｾﾝﾀｰはどう関わるかとの連絡が入ったので、訴訟を起こされる場合、PLｾﾝﾀｰは介入出来ない旨伝えて完了とした。

(3)石油ファンヒーターの点火操作の繰り返しで不燃性ガスを吸引、呼吸困難

ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ掲載月	2012・1
発生月	2012・1
受付 No	12013004
申出者	山口県内消費者
解決・処理月	2012・2

〔申出概要〕
使用3年弱の石油ﾌｧﾝﾋｰﾀｰを点火すると異臭がし、ついたり消えたりする。点火操作を繰り返していたら、手足がしびれ呼吸困難となった。病院での診察では、不燃性のｶﾞｽを吸った可能性による呼吸困難と診断された。ﾒｰｶｰは1回目の治療費は負担したが因果関係はないとのことで、その後の治療費は払わない。被害補償と休業補償をしてほしい。

〔調査・対応結果〕
申出者は先に県内の消費生活ｾﾝﾀｰに苦情を申し入れており、消費生活ｾﾝﾀｰがNITEに当該製品を調査依頼している。消費生活ｾﾝﾀｰからも連絡があったため、PLｾﾝﾀｰとしてもNITEに調査結果を問い合わせ確認をした。調査結果では気化器にﾀｰﾙが付着しており、不良灯油が原因と思われ、欠陥ではないとのこと。従って因果関係もないので休業補償を求めることは難しいと説明。
これを受けて消費生活ｾﾝﾀｰが申出者に説明するとのこと。 当PLｾﾝﾀｰは、申出者から直接電話があった場合PLｾﾝﾀｰの見解を述べ、その結果をﾒｰｶｰに伝えることにしているが、申出者からは未だに電話もないので、消費生活センターの説明で納得されたものと思われる。